

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

半田市立板山小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすものであり、絶対に許されるものではない。しかし、いじめはいつ、どこでも起こりうるものであり、児童は、被害者にも加害者にもなりうるものである。これらの基本的な認識のもと、我々は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できることが大前提である。その中で、児童は周囲とさまざまな関わりをもちながら、学習や体験をし、成長をしていく。本校は、その成長を保障するとともに、児童が互いに認め合い、仲間を大切にするとともに、互いに高め合える学校づくりを行っていく。

2 いじめ防止対策組織

半田市立板山小学校いじめ・不登校・虐待対策委員会設置要綱に基づき、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

この組織は、職員会議と同様全職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケート実施し、いじめ防止対策を検証し、改善策を検討する。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・「学校いじめ防止基本方針」を周知させ、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、教職員間で情報を共有する。そして、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だより、学年だより等を通して、いじめ防止の取り組みや学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合だけでなく、疑われたり、その情報があったりした場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

人と関われば、なんらかのトラブルが生じることがある。学校では、そのトラブルをよりよい形で解決できるよう児童に指導し、社会性を育てていく。児童のトラブルがいじめにならないようにするとともに、子どもたち自身の手でトラブルを解決していける力を養っていく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士が互いに認め合い、高め合う、有機的かつ自律的な学級集団に育てる。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」にて協議し、対応するが、状況によっては直ちにいじめ対策チームを組み、対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

もし、重大事態が生じた場合は、「重大事態対応フロー図」に基づいて、迅速かつ適切に対応していく。

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう、努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校・虐待対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

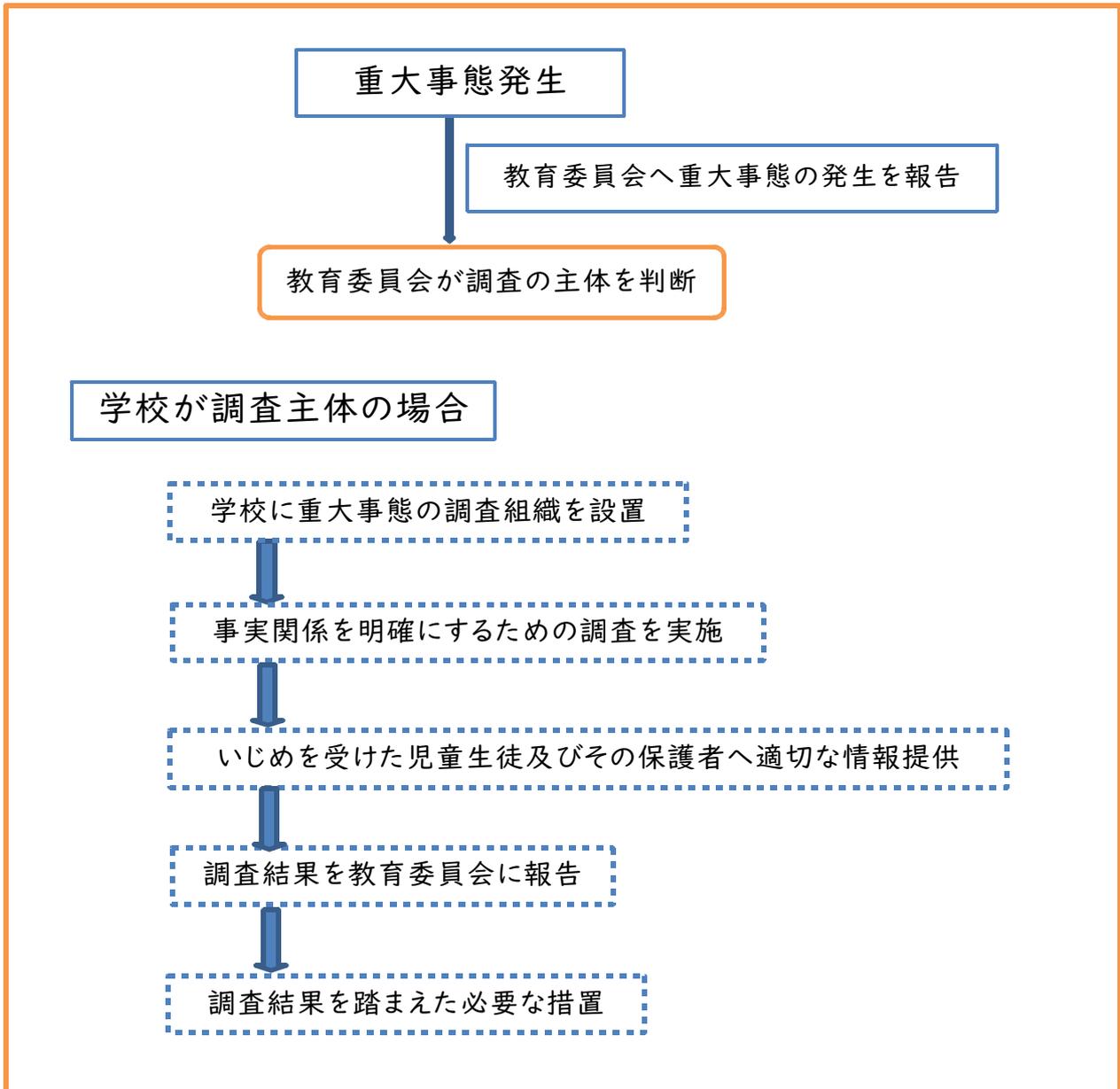
(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は保護者への配付などを通して公開する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

平成26年 6月 2日 作成
令和 2年 4月 10日 一部改訂
令和 7年 4月 1日 年次点検

【重大事態の対応フロー図】



〈「学校いじめ防止基本方針」策定に関する資料（愛知県教育委員会）準拠〉

令和7年度 取り組みの年間計画

令和7年4月4日

	いじめ・不登校・虐待対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、学年懇談会 ○保護者への「学校いじめ基本方針」の説明
5月	D ○年度初めの児童の様子について情報取得			○学校運営協議会への「学校いじめ基本方針」の説明
6月	D ○児童の様子について情報交換	○ふくし共育(4年) ○「メディアと上手に付き合おう」講演(5,6年) ○なかよし集会(異年齢集団活動)	○「相談アンケート」 ○教育相談週間	○学校公開日講演
7月	C ○児童の様子について情報交換	○夏季休業事前指導		○個人懇談会
8月				
9月	A ○1学期の情報・反省を生かした実践	○夏季休業事後指導 ○ふくし共育(4年)	○身体測定	○学校公開日
10月	P ○児童の様子について情報交換	○「命の授業」(5年)		
11月	D ○児童の様子について情報交換	○「よもぎまつり」(異年齢集団活動)	○「相談アンケート」 ○教育相談週間	○よもぎまつり
12月	D ○児童の様子について情報交換	○人権週間(講話・授業) ○なかよし集会(異年齢集団活動) ○冬季休業事前指導		○個人懇談会
1月	C ○全教職員による取り組みの反省・振り返りの実施	○冬季休業事後指導 ○「あしたへジャンプ」(2年)	○身体測定	○学校公開日 ○保護者への学校評価アンケート
2月		○未来の自分を見つめて(5年) ○「よもぎ春のつどい」(異年齢集団活動)	○「相談アンケート」	
3月	A ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○春季休業事前指導 ○愛校作業・感謝の会(6年)		○学校関係者評価委員会で評価を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCIによる相談	○あいさつ運動(年に2回)

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。